

私 債 権 放 棄 調 書 (総 括 表)

債 権 の 名 称 (担 当 部 署)	債 権 の 額	債 権 の 件 数	ペー ー ジ 番 号
亀山市立医療センター使用料・手数料(医療センター 医事管理室)	5,686,628 円	353 件	1P
水道料金(建設部上下水道局上水道室)	1,208,527 円	228 件	21P
合 計	6,895,155 円	581 件	

私 債 権 放 棄 調 書

債権の名称 亀山市立医療センター使用料・手数料
 担当部署 医療センター 医事管理室

番号	債権の額	放棄決定日	放 棄 し た 理 由 等		
			債権発生日	事 由	備 考
1	2,760 円	平成26年3月31日	平成17年2月16日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成20年2月16日 債務者 亀山市民
2	31,320 円	平成26年3月31日	平成17年3月1日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成20年3月1日 債務者 亀山市民
3	25,090 円	平成26年3月31日	平成17年3月16日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成20年3月16日 債務者 亀山市民
4	44,820 円	平成26年3月31日	平成17年4月1日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成20年4月1日 債務者 亀山市民
5	18,050 円	平成26年3月31日	平成17年4月16日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成20年4月16日 債務者 亀山市民
6	15,510 円	平成26年3月31日	平成17年4月21日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成20年4月21日 債務者 亀山市民
7	26,860 円	平成26年3月31日	平成17年5月1日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成20年5月1日 債務者 亀山市民
8	27,380 円	平成26年3月31日	平成17年5月16日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成20年5月16日 債務者 亀山市民
9	21,630 円	平成26年3月31日	平成17年6月1日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成20年6月1日 債務者 亀山市民
10	25,370 円	平成26年3月31日	平成17年10月5日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成20年10月5日 債務者 亀山市民
11	2,720 円	平成26年3月31日	平成17年10月16日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成20年10月16日 債務者 亀山市民
12	15,750 円	平成26年3月31日	平成17年11月26日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成20年11月26日 債務者 亀山市民
13	3,150 円	平成26年3月31日	平成18年1月17日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成21年1月17日 債務者 亀山市民
14	6,300 円	平成26年3月31日	平成12年6月24日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成15年6月24日 債務者 亀山市民
15	32,110 円	平成26年3月31日	平成13年7月23日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成16年7月23日 債務者 亀山市民
16	15,000 円	平成26年3月31日	平成13年8月1日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成16年8月1日 債務者 亀山市民

番号	債権の額	放棄決定日	放棄した理由等			
			債権発生日	事由	日	備考
17	9,880 円	平成26年3月31日	平成13年8月16日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成16年8月16日	債務者 亀山市民
18	29,950 円	平成26年3月31日	平成13年9月1日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成16年9月1日	債務者 亀山市民
19	25,810 円	平成26年3月31日	平成13年9月15日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成16年9月15日	債務者 亀山市民
20	7,780 円	平成26年3月31日	平成13年10月30日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成16年10月30日	債務者 亀山市民
21	20,000 円	平成26年3月31日	平成13年11月1日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成16年11月1日	債務者 亀山市民
22	12,750 円	平成26年3月31日	平成13年11月16日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成16年11月16日	債務者 亀山市民
23	33,710 円	平成26年3月31日	平成13年12月1日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成16年12月1日	債務者 亀山市民
24	15,700 円	平成26年3月31日	平成13年12月16日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成16年12月16日	債務者 亀山市民
25	35,565 円	平成26年3月31日	平成16年5月4日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成19年5月4日	債務者 亀山市民
26	2,490 円	平成26年3月31日	平成16年5月16日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成19年5月16日	債務者 亀山市民
27	39,130 円	平成26年3月31日	平成21年9月1日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成24年9月1日	債務者 亀山市民
28	3,980 円	平成26年3月31日	平成21年9月16日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成24年9月16日	債務者 亀山市民
29	16,820 円	平成26年3月31日	平成21年9月24日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成24年9月24日	債務者 亀山市民
30	18,870 円	平成26年3月31日	平成20年5月21日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成23年5月21日	債務者 亀山市民
31	19,850 円	平成26年3月31日	平成20年6月1日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成23年6月1日	債務者 亀山市民
32	15,650 円	平成26年3月31日	平成20年6月16日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成23年6月16日	債務者 亀山市民
33	714 円	平成26年3月31日	平成20年6月30日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成23年6月30日	債務者 亀山市民
34	9,670 円	平成26年3月31日	平成17年6月16日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成20年6月16日	債務者 亀山市民

番号	債権の額	放棄決定日	放棄した理由等			
			債権発生日	事由	日	備考
35	1,250 円	平成26年3月31日	平成17年6月16日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成20年6月16日	債務者 亀山市民
36	17,510 円	平成26年3月31日	平成17年7月1日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成20年7月1日	債務者 亀山市民
37	17,285 円	平成26年3月31日	平成17年7月16日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成20年7月16日	債務者 亀山市民
38	5,190 円	平成26年3月31日	平成12年7月2日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成15年7月2日	債務者 亀山市民
39	3,050 円	平成26年3月31日	平成12年10月2日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成15年10月2日	債務者 亀山市民
40	4,280 円	平成26年3月31日	平成13年11月22日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成16年11月22日	債務者 亀山市民
41	3,580 円	平成26年3月31日	平成13年11月23日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成16年11月23日	債務者 亀山市民
42	49,910 円	平成26年3月31日	平成19年1月12日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成22年1月12日	債務者 亀山市民
43	44,000 円	平成26年3月31日	平成19年1月16日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成22年1月16日	債務者 亀山市民
44	32,360 円	平成26年3月31日	平成19年1月25日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成22年1月25日	債務者 亀山市民
45	560 円	平成26年3月31日	平成17年1月20日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成20年1月20日	債務者 亀山市民
46	650 円	平成26年3月31日	平成17年1月21日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成20年1月21日	債務者 亀山市民
47	570 円	平成26年3月31日	平成17年1月21日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成20年1月21日	債務者 亀山市民
48	800 円	平成26年3月31日	平成17年1月24日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成20年1月24日	債務者 亀山市民
49	3,050 円	平成26年3月31日	平成17年1月31日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成20年1月31日	債務者 亀山市民
50	1,445 円	平成26年3月31日	平成16年8月16日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成19年8月16日	債務者 亀山市民
51	1,050 円	平成26年3月31日	平成16年9月1日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成19年9月1日	債務者 亀山市民
52	350 円	平成26年3月31日	平成16年9月16日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成19年9月16日	債務者 亀山市民

番 号	債権の額	放棄決定日	放 棄 し た 理 由 等			
			債権発生日	事 由	備 考	
53	70 円	平成26年3月31日	平成16年10月16日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成19年10月16日	債務者 亀山市民
54	17,430 円	平成26年3月31日	平成16年12月15日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成19年12月15日	債務者 亀山市民
55	15,410 円	平成26年3月31日	平成16年12月16日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成19年12月16日	債務者 亀山市民
56	3,050 円	平成26年3月31日	平成17年12月14日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成20年12月14日	債務者 亀山市民
57	5,430 円	平成26年3月31日	平成17年12月24日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成20年12月24日	債務者 亀山市民
58	9,730 円	平成26年3月31日	平成17年7月9日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成20年7月9日	債務者 亀山市民
59	5,420 円	平成26年3月31日	平成15年10月20日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成18年10月20日	債務者 市外在住者
60	30,310 円	平成26年3月31日	平成15年10月21日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成18年10月21日	債務者 市外在住者
61	3,060 円	平成26年3月31日	平成15年11月6日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成18年11月6日	債務者 市外在住者
62	2,070 円	平成26年3月31日	平成16年8月6日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成19年8月6日	債務者 市外在住者
63	3,640 円	平成26年3月31日	平成16年8月10日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成19年8月10日	債務者 市外在住者
64	1,790 円	平成26年3月31日	平成17年2月10日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成20年2月10日	債務者 市外在住者
65	1,130 円	平成26年3月31日	平成17年2月27日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成20年2月27日	債務者 市外在住者
66	1,510 円	平成26年3月31日	平成17年9月16日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成20年9月16日	債務者 市外在住者
67	300 円	平成26年3月31日	平成17年9月16日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成20年9月16日	債務者 市外在住者
68	3,190 円	平成26年3月31日	平成17年9月30日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成20年9月30日	債務者 市外在住者
69	1,100 円	平成26年3月31日	平成19年1月21日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成22年1月21日	債務者 市外在住者
70	570 円	平成26年3月31日	平成19年1月23日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成22年1月23日	債務者 市外在住者

番 号	債権の額	放棄決定日	放 棄 し た 理 由 等			
			債権発生日	事 由	備 考	
71	33,240 円	平成26年3月31日	平成18年1月5日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成21年1月5日	債務者 亀山市民
72	23,670 円	平成26年3月31日	平成18年1月16日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成21年1月16日	債務者 亀山市民
73	36,090 円	平成26年3月31日	平成18年2月1日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成21年2月1日	債務者 亀山市民
74	640 円	平成26年3月31日	平成16年10月13日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成19年10月13日	債務者 亀山市民
75	26,950 円	平成26年3月31日	平成16年10月28日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成19年10月28日	債務者 亀山市民
76	40,120 円	平成26年3月31日	平成16年11月1日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成19年11月1日	債務者 亀山市民
77	17,890 円	平成26年3月31日	平成16年11月16日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成19年11月16日	債務者 亀山市民
78	75,710 円	平成26年3月31日	平成18年4月11日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成21年4月11日	債務者 亀山市民
79	5,970 円	平成26年3月31日	平成18年4月16日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成21年4月16日	債務者 亀山市民
80	19,150 円	平成26年3月31日	平成20年8月24日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成23年8月24日	債務者 亀山市民
81	560 円	平成26年3月31日	平成19年7月27日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成22年7月27日	債務者 亀山市民
82	420 円	平成26年3月31日	平成19年8月1日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成22年8月1日	債務者 亀山市民
83	3,050 円	平成26年3月31日	平成19年8月1日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成22年8月1日	債務者 亀山市民
84	46,450 円	平成26年3月31日	平成20年2月16日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成23年2月16日	債務者 亀山市民
85	15,640 円	平成26年3月31日	平成19年2月11日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成22年2月11日	債務者 亀山市民
86	21,800 円	平成26年3月31日	平成19年2月16日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成22年2月16日	債務者 亀山市民
87	45,370 円	平成26年3月31日	平成19年3月1日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成22年3月1日	債務者 亀山市民
88	30,700 円	平成26年3月31日	平成19年3月16日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成22年3月16日	債務者 亀山市民

番 号	債権の額	放棄決定日	放 棄 し た 理 由 等			
			債権発生日	事 由	備 考	
89	7,850 円	平成26年3月31日	平成11年12月13日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成14年12月13日	債務者 市外在住者
90	3,050 円	平成26年3月31日	平成11年12月26日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成14年12月26日	債務者 市外在住者
91	6,520 円	平成26年3月31日	平成19年1月31日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成22年1月31日	債務者 亀山市民
92	34,070 円	平成26年3月31日	平成19年2月1日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成22年2月1日	債務者 亀山市民
93	21,910 円	平成26年3月31日	平成19年2月16日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成22年2月16日	債務者 亀山市民
94	48,720 円	平成26年3月31日	平成19年3月1日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成22年3月1日	債務者 亀山市民
95	19,690 円	平成26年3月31日	平成19年3月16日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成22年3月16日	債務者 亀山市民
96	28,000 円	平成26年3月31日	平成19年4月1日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成22年4月1日	債務者 亀山市民
97	2,520 円	平成26年3月31日	平成12年2月5日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成15年2月5日	債務者 市外在住者
98	5,650 円	平成26年3月31日	平成12年2月10日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成15年2月10日	債務者 市外在住者
99	9,800 円	平成26年3月31日	平成12年2月14日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成15年2月14日	債務者 市外在住者
100	9,990 円	平成26年3月31日	平成12年2月20日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成15年2月20日	債務者 市外在住者
101	3,050 円	平成26年3月31日	平成17年2月20日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成20年2月20日	債務者 亀山市民
102	1,020 円	平成26年3月31日	平成17年3月5日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成20年3月5日	債務者 亀山市民
103	22,100 円	平成26年3月31日	平成17年12月1日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成20年12月1日	債務者 亀山市民
104	53,500 円	平成26年3月31日	平成17年12月15日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成20年12月15日	債務者 亀山市民
105	63,440 円	平成26年3月31日	平成17年12月15日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成20年12月15日	債務者 亀山市民
106	73,620 円	平成26年3月31日	平成17年12月15日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成20年12月15日	債務者 亀山市民

番 号	債権の額	放棄決定日	放 棄 し た 理 由 等			
			債権発生日	事 由	備 考	
107	36,860 円	平成26年3月31日	平成18年4月5日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成21年4月5日	債務者 亀山市民
108	43,200 円	平成26年3月31日	平成18年4月17日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成21年4月17日	債務者 亀山市民
109	6,300 円	平成26年3月31日	平成16年8月1日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成19年8月1日	債務者 亀山市民
110	53,000 円	平成26年3月31日	平成16年8月6日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成19年8月6日	債務者 亀山市民
111	50,740 円	平成26年3月31日	平成16年8月15日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成19年8月15日	債務者 亀山市民
112	69,250 円	平成26年3月31日	平成16年9月1日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成19年9月1日	債務者 亀山市民
113	44,000 円	平成26年3月31日	平成16年9月8日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成19年9月8日	債務者 亀山市民
114	42,250 円	平成26年3月31日	平成16年9月13日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成19年9月13日	債務者 亀山市民
115	59,350 円	平成26年3月31日	平成16年9月16日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成19年9月16日	債務者 亀山市民
116	10,670 円	平成26年3月31日	平成12年9月13日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成15年9月13日	債務者 市外在住者
117	22,400 円	平成26年3月31日	平成12年9月16日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成15年9月16日	債務者 市外在住者
118	45,200 円	平成26年3月31日	平成12年9月26日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成15年9月26日	債務者 市外在住者
119	4,310 円	平成26年3月31日	平成16年10月8日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成19年10月8日	債務者 亀山市民
120	3,450 円	平成26年3月31日	平成16年10月8日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成19年10月8日	債務者 亀山市民
121	870 円	平成26年3月31日	平成16年10月13日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成19年10月13日	債務者 亀山市民
122	4,250 円	平成26年3月31日	平成18年6月17日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成21年6月17日	債務者 亀山市民
123	3,350 円	平成26年3月31日	平成18年6月17日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成21年6月17日	債務者 亀山市民
124	1,000 円	平成26年3月31日	平成16年5月6日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成19年5月6日	債務者 亀山市民

番 号	債権の額	放棄決定日	放 棄 し た 理 由 等			
			債権発生日	事 由	備 考	
125	2,420 円	平成26年3月31日	平成16年5月10日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成19年5月10日	債務者 亀山市民
126	3,050 円	平成26年3月31日	平成16年11月17日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成19年11月17日	債務者 亀山市民
127	1,520 円	平成26年3月31日	平成17年1月24日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成20年1月24日	債務者 亀山市民
128	710 円	平成26年3月31日	平成17年1月29日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成20年1月29日	債務者 亀山市民
129	3,390 円	平成26年3月31日	平成17年1月30日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成20年1月30日	債務者 亀山市民
130	3,440 円	平成26年3月31日	平成17年1月31日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成20年1月31日	債務者 亀山市民
131	180 円	平成26年3月31日	平成17年2月16日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成20年2月16日	債務者 亀山市民
132	190 円	平成26年3月31日	平成17年2月22日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成20年2月22日	債務者 亀山市民
133	120 円	平成26年3月31日	平成17年4月25日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成20年4月25日	債務者 亀山市民
134	32,340 円	平成26年3月31日	平成16年5月1日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成19年5月1日	債務者 亀山市民
135	30,900 円	平成26年3月31日	平成16年5月16日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成19年5月16日	債務者 亀山市民
136	79,640 円	平成26年3月31日	平成13年4月1日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成16年4月1日	債務者 亀山市民
137	88,800 円	平成26年3月31日	平成13年4月16日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成16年4月16日	債務者 亀山市民
138	570 円	平成26年3月31日	平成16年11月15日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成19年11月15日	債務者 亀山市民
139	700 円	平成26年3月31日	平成16年11月22日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成19年11月22日	債務者 亀山市民
140	1,510 円	平成26年3月31日	平成17年3月2日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成20年3月2日	債務者 亀山市民
141	1,520 円	平成26年3月31日	平成17年3月2日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成20年3月2日	債務者 亀山市民
142	570 円	平成26年3月31日	平成13年5月7日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成16年5月7日	債務者 市外在住者

番 号	債権の額	放棄決定日	放 棄 し た 理 由 等			
			債権発生日	事 由	備 考	
143	2,510 円	平成26年3月31日	平成13年5月13日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成16年5月13日	債務者 市外在住者
144	2,300 円	平成26年3月31日	平成13年6月1日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成16年6月1日	債務者 市外在住者
145	1,050 円	平成26年3月31日	平成13年6月18日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成16年6月18日	債務者 市外在住者
146	1,020 円	平成26年3月31日	平成13年6月22日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成16年6月22日	債務者 市外在住者
147	2,750 円	平成26年3月31日	平成13年6月26日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成16年6月26日	債務者 市外在住者
148	1,930 円	平成26年3月31日	平成17年3月21日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成20年3月21日	債務者 市外在住者
149	1,410 円	平成26年3月31日	平成18年3月9日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成21年3月9日	債務者 市外在住者
150	3,050 円	平成26年3月31日	平成13年9月6日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成16年9月6日	債務者 亀山市民
151	2,520 円	平成26年3月31日	平成13年10月2日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成16年10月2日	債務者 亀山市民
152	1,080 円	平成26年3月31日	平成16年7月4日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成19年7月4日	債務者 亀山市民
153	3,050 円	平成26年3月31日	平成16年8月4日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成19年8月4日	債務者 亀山市民
154	1,920 円	平成26年3月31日	平成16年9月24日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成19年9月24日	債務者 亀山市民
155	65,230 円	平成26年3月31日	平成16年9月24日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成19年9月24日	債務者 亀山市民
156	100,070 円	平成26年3月31日	平成16年10月1日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成19年10月1日	債務者 亀山市民
157	92,300 円	平成26年3月31日	平成16年10月8日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成19年10月8日	債務者 亀山市民
158	3,650 円	平成26年3月31日	平成16年10月16日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成19年10月16日	債務者 亀山市民
159	1,520 円	平成26年3月31日	平成16年10月16日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成19年10月16日	債務者 亀山市民
160	2,330 円	平成26年3月31日	平成16年9月12日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成19年9月12日	債務者 亀山市民

番 号	債権の額	放棄決定日	放 棄 し た 理 由 等			
			債権発生日	事 由	備 考	
161	2,000 円	平成26年3月31日	平成16年9月19日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成19年9月19日	債務者 亀山市民
162	4,830 円	平成26年3月31日	平成17年1月14日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成20年1月14日	債務者 市外在住者
163	6,170 円	平成26年3月31日	平成17年1月25日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成20年1月25日	債務者 市外在住者
164	1,580 円	平成26年3月31日	平成16年10月20日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成19年10月20日	債務者 亀山市民
165	3,100 円	平成26年3月31日	平成16年10月26日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成19年10月26日	債務者 亀山市民
166	2,530 円	平成26年3月31日	平成15年9月3日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成18年9月3日	債務者 亀山市民
167	5,020 円	平成26年3月31日	平成15年9月21日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成18年9月21日	債務者 亀山市民
168	29,560 円	平成26年3月31日	平成15年2月1日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成18年2月1日	債務者 亀山市民
169	53,850 円	平成26年3月31日	平成15年2月16日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成18年2月16日	債務者 亀山市民
170	1,490 円	平成26年3月31日	平成16年7月7日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成19年7月7日	債務者 亀山市民
171	3,210 円	平成26年3月31日	平成16年7月3日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成19年7月3日	債務者 亀山市民
172	2,910 円	平成26年3月31日	平成16年7月9日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成19年7月9日	債務者 亀山市民
173	3,490 円	平成26年3月31日	平成16年12月1日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成19年12月1日	債務者 亀山市民
174	5,210 円	平成26年3月31日	平成16年12月1日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成19年12月1日	債務者 亀山市民
175	8,690 円	平成26年3月31日	平成16年12月1日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成19年12月1日	債務者 亀山市民
176	18,860 円	平成26年3月31日	平成16年5月3日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成19年5月3日	債務者 亀山市民
177	3,050 円	平成26年3月31日	平成16年5月25日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成19年5月25日	債務者 亀山市民
178	31,890 円	平成26年3月31日	平成16年6月15日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成19年6月15日	債務者 市外在住者

番 号	債権の額	放棄決定日	放 棄 し た 理 由 等			
			債権発生日	事 由	備 考	
179	81,080 円	平成26年3月31日	平成16年6月16日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成19年6月16日	債務者 市外在住者
180	3,980 円	平成26年3月31日	平成16年6月5日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成19年6月5日	債務者 市外在住者
181	6,470 円	平成26年3月31日	平成16年6月20日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成19年6月20日	債務者 市外在住者
182	360 円	平成26年3月31日	平成17年12月20日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成20年12月20日	債務者 亀山市民
183	530 円	平成26年3月31日	平成16年7月1日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成19年7月1日	債務者 亀山市民
184	2,180 円	平成26年3月31日	平成16年7月3日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成19年7月3日	債務者 亀山市民
185	3,050 円	平成26年3月31日	平成16年7月1日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成19年7月1日	債務者 市外在住者
186	26,590 円	平成26年3月31日	平成16年7月4日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成19年7月4日	債務者 市外在住者
187	27,670 円	平成26年3月31日	平成16年7月12日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成19年7月12日	債務者 市外在住者
188	22,021 円	平成26年3月31日	平成16年7月20日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成19年7月20日	債務者 市外在住者
189	46,190 円	平成26年3月31日	平成16年11月9日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成19年11月9日	債務者 市外在住者
190	2,220 円	平成26年3月31日	平成16年11月9日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成19年11月9日	債務者 市外在住者
191	580 円	平成26年3月31日	平成16年11月9日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成19年11月9日	債務者 市外在住者
192	1,130 円	平成26年3月31日	平成16年11月21日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成19年11月21日	債務者 市外在住者
193	670 円	平成26年3月31日	平成16年11月24日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成19年11月24日	債務者 市外在住者
194	30,500 円	平成26年3月31日	平成16年11月24日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成19年11月24日	債務者 市外在住者
195	18,040 円	平成26年3月31日	平成16年11月25日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成19年11月25日	債務者 亀山市民
196	51,120 円	平成26年3月31日	平成16年12月1日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成19年12月1日	債務者 亀山市民

番 号	債権の額	放棄決定日	放 棄 し た 理 由 等			
			債権発生日	事 由	備 考	
197	12,750 円	平成26年3月31日	平成16年12月16日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成19年12月16日	債務者 亀山市民
198	24,500 円	平成26年3月31日	平成17年2月5日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成20年2月5日	債務者 亀山市民
199	15,750 円	平成26年3月31日	平成17年2月21日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成20年2月21日	債務者 亀山市民
200	840 円	平成26年3月31日	平成17年2月9日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成20年2月9日	債務者 亀山市民
201	410 円	平成26年3月31日	平成17年2月18日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成20年2月18日	債務者 亀山市民
202	410 円	平成26年3月31日	平成17年2月21日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成20年2月21日	債務者 亀山市民
203	370 円	平成26年3月31日	平成17年2月23日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成20年2月23日	債務者 亀山市民
204	3,240 円	平成26年3月31日	平成17年3月3日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成20年3月3日	債務者 亀山市民
205	2,450 円	平成26年3月31日	平成17年3月8日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成20年3月8日	債務者 亀山市民
206	4,200 円	平成26年3月31日	平成17年3月14日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成20年3月14日	債務者 亀山市民
207	1,510 円	平成26年3月31日	平成17年3月16日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成20年3月16日	債務者 亀山市民
208	2,510 円	平成26年3月31日	平成17年3月16日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成20年3月16日	債務者 亀山市民
209	420 円	平成26年3月31日	平成17年6月8日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成20年6月8日	債務者 亀山市民
210	17,630 円	平成26年3月31日	平成17年6月8日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成20年6月8日	債務者 亀山市民
211	1,980 円	平成26年3月31日	平成18年1月10日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成21年1月10日	債務者 市外在住者
212	3,850 円	平成26年3月31日	平成18年1月12日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成21年1月12日	債務者 市外在住者
213	23,940 円	平成26年3月31日	平成18年1月12日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成21年1月12日	債務者 市外在住者
214	39,760 円	平成26年3月31日	平成18年1月16日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成21年1月16日	債務者 市外在住者

番 号	債権の額	放棄決定日	放 棄 し た 理 由 等			
			債権発生日	事 由	備 考	
215	3,050 円	平成26年3月31日	平成18年1月29日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成21年1月29日	債務者 市外在住者
216	1,310 円	平成26年3月31日	平成17年8月4日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成20年8月4日	債務者 市外在住者
217	1,340 円	平成26年3月31日	平成17年8月9日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成20年8月9日	債務者 市外在住者
218	1,350 円	平成26年3月31日	平成17年8月9日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成20年8月9日	債務者 市外在住者
219	1,050 円	平成26年3月31日	平成17年8月8日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成20年8月8日	債務者 市外在住者
220	910 円	平成26年3月31日	平成17年8月8日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成20年8月8日	債務者 市外在住者
221	3,050 円	平成26年3月31日	平成20年2月6日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成23年2月6日	債務者 市外在住者
222	1,050 円	平成26年3月31日	平成20年2月6日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成23年2月6日	債務者 市外在住者
223	67,540 円	平成26年3月31日	平成17年9月8日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成20年9月8日	債務者 亀山市民
224	6,930 円	平成26年3月31日	平成17年9月16日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成20年9月16日	債務者 亀山市民
225	300 円	平成26年3月31日	平成17年10月13日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成20年10月13日	債務者 亀山市民
226	1,420 円	平成26年3月31日	平成17年10月11日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成20年10月11日	債務者 亀山市民
227	6,540 円	平成26年3月31日	平成17年10月15日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成20年10月15日	債務者 亀山市民
228	9,040 円	平成26年3月31日	平成17年10月17日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成20年10月17日	債務者 亀山市民
229	2,210 円	平成26年3月31日	平成17年10月17日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成20年10月17日	債務者 亀山市民
230	95,970 円	平成26年3月31日	平成17年10月18日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成20年10月18日	債務者 亀山市民
231	35,200 円	平成26年3月31日	平成17年10月8日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成20年10月8日	債務者 市外在住者
232	33,260 円	平成26年3月31日	平成17年10月16日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成20年10月16日	債務者 市外在住者

番 号	債権の額	放棄決定日	放 棄 し た 理 由 等			
			債権発生日	事 由	備 考	
233	100,650 円	平成26年3月31日	平成18年4月1日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成21年4月1日	債務者 亀山市民
234	18,110 円	平成26年3月31日	平成18年4月16日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成21年4月16日	債務者 亀山市民
235	660 円	平成26年3月31日	平成17年11月29日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成20年11月29日	債務者 亀山市民
236	8,520 円	平成26年3月31日	平成17年11月15日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成20年11月15日	債務者 市外在住者
237	8,650 円	平成26年3月31日	平成17年11月29日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成20年11月29日	債務者 市外在住者
238	10,330 円	平成26年3月31日	平成17年11月30日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成20年11月30日	債務者 市外在住者
239	10,800 円	平成26年3月31日	平成17年12月1日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成20年12月1日	債務者 市外在住者
240	12,880 円	平成26年3月31日	平成17年12月2日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成20年12月2日	債務者 市外在住者
241	3,050 円	平成26年3月31日	平成17年12月12日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成20年12月12日	債務者 市外在住者
242	1,210 円	平成26年3月31日	平成18年1月6日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成21年1月6日	債務者 亀山市民
243	1,260 円	平成26年3月31日	平成18年1月10日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成21年1月10日	債務者 亀山市民
244	2,520 円	平成26年3月31日	平成18年1月10日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成21年1月10日	債務者 亀山市民
245	1,300 円	平成26年3月31日	平成18年1月22日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成21年1月22日	債務者 亀山市民
246	1,880 円	平成26年3月31日	平成18年2月4日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成21年2月4日	債務者 市外在住者
247	3,050 円	平成26年3月31日	平成18年2月4日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成21年2月4日	債務者 市外在住者
248	6,780 円	平成26年3月31日	平成18年2月4日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成21年2月4日	債務者 亀山市民
249	992 円	平成26年3月31日	平成18年10月23日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成21年10月23日	債務者 亀山市民
250	1,070 円	平成26年3月31日	平成18年5月1日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成21年5月1日	債務者 亀山市民

番 号	債権の額	放棄決定日	放 棄 し た 理 由 等			
			債権発生日	事 由	備 考	
251	1,120 円	平成26年3月31日	平成18年5月16日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成21年5月16日	債務者 亀山市民
252	1,050 円	平成26年3月31日	平成18年6月1日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成21年6月1日	債務者 亀山市民
253	14,000 円	平成26年3月31日	平成18年6月16日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成21年6月16日	債務者 亀山市民
254	55,169 円	平成26年3月31日	平成18年3月9日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成21年3月9日	債務者 亀山市民
255	62,500 円	平成26年3月31日	平成18年3月12日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成21年3月12日	債務者 亀山市民
256	62,213 円	平成26年3月31日	平成18年3月16日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成21年3月16日	債務者 亀山市民
257	1,430 円	平成26年3月31日	平成18年4月22日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成21年4月22日	債務者 亀山市民
258	2,120 円	平成26年3月31日	平成18年4月23日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成21年4月23日	債務者 亀山市民
259	119,822 円	平成26年3月31日	平成18年6月1日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成21年6月1日	債務者 市外在住者
260	124,500 円	平成26年3月31日	平成18年6月10日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成21年6月10日	債務者 市外在住者
261	101,600 円	平成26年3月31日	平成18年6月16日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成21年6月16日	債務者 市外在住者
262	53,507 円	平成26年3月31日	平成18年6月20日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成21年6月20日	債務者 市外在住者
263	3,050 円	平成26年3月31日	平成18年6月29日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成21年6月29日	債務者 市外在住者
264	1,308 円	平成26年3月31日	平成18年6月6日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成21年6月6日	債務者 亀山市民
265	2,400 円	平成26年3月31日	平成19年9月16日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成22年9月16日	債務者 亀山市民
266	1,280 円	平成26年3月31日	平成19年9月18日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成22年9月18日	債務者 亀山市民
267	3,050 円	平成26年3月31日	平成18年10月3日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成21年10月3日	債務者 市外在住者
268	750 円	平成26年3月31日	平成18年10月3日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成21年10月3日	債務者 市外在住者

番号	債権の額	放棄決定日	放棄した理由等			
			債権発生日	事由	日	備考
269	42,000 円	平成26年3月31日	平成19年6月10日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成22年6月10日	債務者 亀山市民
270	43,630 円	平成26年3月31日	平成19年6月21日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成22年6月21日	債務者 亀山市民
271	45,810 円	平成26年3月31日	平成19年7月1日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成22年7月1日	債務者 亀山市民
272	810 円	平成26年3月31日	平成18年8月18日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成21年8月18日	債務者 亀山市民
273	9,240 円	平成26年3月31日	平成18年10月1日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成21年10月1日	債務者 亀山市民
274	7,220 円	平成26年3月31日	平成18年10月16日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成21年10月16日	債務者 亀山市民
275	3,250 円	平成26年3月31日	平成18年9月4日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成21年9月4日	債務者 市外在住者
276	3,160 円	平成26年3月31日	平成18年9月11日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成21年9月11日	債務者 市外在住者
277	530 円	平成26年3月31日	平成19年7月29日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成22年7月29日	債務者 亀山市民
278	1,010 円	平成26年3月31日	平成19年7月30日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成22年7月30日	債務者 亀山市民
279	1,430 円	平成26年3月31日	平成18年9月29日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成21年9月29日	債務者 市外在住者
280	2,350 円	平成26年3月31日	平成18年9月29日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成21年9月29日	債務者 市外在住者
281	5,607 円	平成26年3月31日	平成19年5月17日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成22年5月17日	債務者 市外在住者
282	3,507 円	平成26年3月31日	平成19年5月17日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成22年5月17日	債務者 市外在住者
283	5,420 円	平成26年3月31日	平成18年10月10日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成21年10月10日	債務者 市外在住者
284	6,500 円	平成26年3月31日	平成18年10月13日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成21年10月13日	債務者 市外在住者
285	8,090 円	平成26年3月31日	平成18年10月14日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成21年10月14日	債務者 市外在住者
286	5,450 円	平成26年3月31日	平成18年11月6日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成21年11月6日	債務者 市外在住者

番 号	債権の額	放棄決定日	放 棄 し た 理 由 等			
			債権発生日	事 由	備 考	
287	6,960 円	平成26年3月31日	平成18年11月7日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成21年11月7日	債務者 市外在住者
288	6,720 円	平成26年3月31日	平成18年11月4日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成21年11月4日	債務者 亀山市民
289	3,779 円	平成26年3月31日	平成18年11月10日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成21年11月10日	債務者 亀山市民
290	960 円	平成26年3月31日	平成19年3月28日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成22年3月28日	債務者 市外在住者
291	1,210 円	平成26年3月31日	平成19年3月29日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成22年3月29日	債務者 市外在住者
292	1,210 円	平成26年3月31日	平成19年3月31日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成22年3月31日	債務者 市外在住者
293	1,380 円	平成26年3月31日	平成19年11月2日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成22年11月2日	債務者 市外在住者
294	6,920 円	平成26年3月31日	平成19年1月2日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成22年1月2日	債務者 亀山市民
295	108,610 円	平成26年3月31日	平成19年1月4日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成22年1月4日	債務者 亀山市民
296	11,290 円	平成26年3月31日	平成19年1月16日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成22年1月16日	債務者 亀山市民
297	14,512 円	平成26年3月31日	平成19年1月9日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成22年1月9日	債務者 亀山市民
298	6,023 円	平成26年3月31日	平成19年1月11日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成22年1月11日	債務者 亀山市民
299	2,596 円	平成26年3月31日	平成19年2月6日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成22年2月6日	債務者 亀山市民
300	5,320 円	平成26年3月31日	平成19年1月28日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成22年1月28日	債務者 市外在住者
301	89,580 円	平成26年3月31日	平成19年1月29日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成22年1月29日	債務者 市外在住者
302	90,140 円	平成26年3月31日	平成19年2月1日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成22年2月1日	債務者 市外在住者
303	300 円	平成26年3月31日	平成19年3月12日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成22年3月12日	債務者 市外在住者
304	280 円	平成26年3月31日	平成19年2月7日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成22年2月7日	債務者 市外在住者

番 号	債権の額	放棄決定日	放 棄 し た 理 由 等			
			債権発生日	事 由	備 考	
305	1,070 円	平成26年3月31日	平成19年2月17日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成22年2月17日	債務者 市外在住者
306	1,340 円	平成26年3月31日	平成19年4月4日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成22年4月4日	債務者 市外在住者
307	1,410 円	平成26年3月31日	平成19年4月5日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成22年4月5日	債務者 市外在住者
308	4,320 円	平成26年3月31日	平成18年5月1日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成21年5月1日	債務者 亀山市民
309	7,660 円	平成26年3月31日	平成18年5月2日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成21年5月2日	債務者 亀山市民
310	3,425 円	平成26年3月31日	平成19年5月24日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成22年5月24日	債務者 市外在住者
311	5,436 円	平成26年3月31日	平成19年5月30日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成22年5月30日	債務者 市外在住者
312	6,224 円	平成26年3月31日	平成20年5月29日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成23年5月29日	債務者 亀山市民
313	5,923 円	平成26年3月31日	平成20年5月30日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成23年5月30日	債務者 亀山市民
314	99,809 円	平成26年3月31日	平成19年8月6日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成22年8月6日	債務者 亀山市民
315	134,400 円	平成26年3月31日	平成19年8月16日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成22年8月16日	債務者 亀山市民
316	3,210 円	平成26年3月31日	平成19年8月4日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成22年8月4日	債務者 亀山市民
317	3,740 円	平成26年3月31日	平成19年8月19日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成22年8月19日	債務者 亀山市民
318	330 円	平成26年3月31日	平成19年8月28日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成22年8月28日	債務者 亀山市民
319	1,050 円	平成26年3月31日	平成20年2月29日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成23年3月1日	債務者 市外在住者
320	2,450 円	平成26年3月31日	平成20年1月11日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成23年1月11日	債務者 亀山市民
321	9,708 円	平成26年3月31日	平成20年3月3日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成23年3月3日	債務者 亀山市民
322	11,229 円	平成26年3月31日	平成20年3月8日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成23年3月8日	債務者 亀山市民

番 号	債権の額	放棄決定日	放 棄 し た 理 由 等			
			債権発生日	事 由	備 考	
323	8,189 円	平成26年3月31日	平成20年3月11日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成23年3月11日	債務者 亀山市民
324	3,440 円	平成26年3月31日	平成20年3月13日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成23年3月13日	債務者 亀山市民
325	4,150 円	平成26年3月31日	平成20年3月13日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成23年3月13日	債務者 亀山市民
326	15,250 円	平成26年3月31日	平成20年3月10日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成23年3月10日	債務者 市外在住者
327	3,580 円	平成26年3月31日	平成20年3月14日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成23年3月14日	債務者 市外在住者
328	1,120 円	平成26年3月31日	平成20年3月31日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成23年3月31日	債務者 亀山市民
329	280 円	平成26年3月31日	平成20年3月31日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成23年3月31日	債務者 亀山市民
330	5,850 円	平成26年3月31日	平成19年7月1日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成22年7月1日	債務者 亀山市民
331	16,320 円	平成26年3月31日	平成19年7月2日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成22年7月2日	債務者 亀山市民
332	1,950 円	平成26年3月31日	平成20年11月4日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成23年11月4日	債務者 亀山市民
333	1,260 円	平成26年3月31日	平成20年11月4日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成23年11月4日	債務者 亀山市民
334	820 円	平成26年3月31日	平成20年11月22日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成23年11月22日	債務者 亀山市民
335	1,150 円	平成26年3月31日	平成20年11月22日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成23年11月22日	債務者 亀山市民
336	240 円	平成26年3月31日	平成20年7月10日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成23年7月10日	債務者 亀山市民
337	930 円	平成26年3月31日	平成20年9月26日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成23年9月26日	債務者 亀山市民
338	320 円	平成26年3月31日	平成20年9月26日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成23年9月26日	債務者 亀山市民
339	370 円	平成26年3月31日	平成20年9月3日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成23年9月3日	債務者 亀山市民
340	4,302 円	平成26年3月31日	平成20年7月31日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成23年7月31日	債務者 市外在住者

番 号	債権の額	放棄決定日	放 棄 し た 理 由 等			
			債権発生日	事 由	備 考	
341	7,899 円	平成26年3月31日	平成20年7月31日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成23年7月31日	債務者 市外在住者
342	9,972 円	平成26年3月31日	平成20年8月2日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成23年8月2日	債務者 市外在住者
343	7,509 円	平成26年3月31日	平成20年8月4日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成23年8月4日	債務者 市外在住者
344	43,210 円	平成26年3月31日	平成20年8月8日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成23年8月8日	債務者 市外在住者
345	42,091 円	平成26年3月31日	平成20年8月16日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成23年8月16日	債務者 市外在住者
346	46,210 円	平成26年3月31日	平成20年9月1日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成23年9月1日	債務者 市外在住者
347	23,100 円	平成26年3月31日	平成20年9月16日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成23年9月16日	債務者 市外在住者
348	560 円	平成26年3月31日	平成20年11月20日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成23年11月20日	債務者 亀山市民
349	720 円	平成26年3月31日	平成20年11月20日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成23年11月20日	債務者 亀山市民
350	1,260 円	平成26年3月31日	平成20年10月18日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成23年10月18日	債務者 亀山市民
351	690 円	平成26年3月31日	平成20年10月19日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成23年10月19日	債務者 亀山市民
352	8,095 円	平成26年3月31日	平成21年2月3日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成24年2月3日	債務者 亀山市民
353	1,942 円	平成26年3月31日	平成21年2月6日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成24年2月6日	債務者 亀山市民
計	5,686,628 円					353件

私 債 権 放 棄 調 書

債権の名称 水道料金
 担当部署 建設部上下水道局上水道室

番号	債権の額	放棄決定日	放 棄 し た 理 由 等			
			債権発生日	事 由		備 考
1	525 円	平成26年3月31日	平成21年 4 月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者 市外在住者
2	3,390 円	平成26年3月31日	平成21年 4 月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者 亀山市民
3	525 円	平成26年3月31日	平成21年 4 月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者 市外在住者
4	1,510 円	平成26年3月31日	平成21年 4 月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者 市外在住者
5	1,050 円	平成26年3月31日	平成21年 4	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者 市外在住者
6	525 円	平成26年3月31日	平成21年 4 月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者 市外在住者
7	525 円	平成26年3月31日	平成21年 4 月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者 市外在住者
8	1,050 円	平成26年3月31日	平成21年 4 月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者 市外在住者
9	1,050 円	平成26年3月31日	平成21年 4 月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者 市外在住者
10	1,050 円	平成26年3月31日	平成21年 4 月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者 市外在住者
11	1,050 円	平成26年3月31日	平成21年 4 月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者 市外在住者
12	2,100 円	平成26年3月31日	平成21年4月～5月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者 市外在住者
13	6,690 円	平成26年3月31日	平成21年4月～5月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者 亀山市民
14	2,127 円	平成26年3月31日	平成21年4月～5月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者 市外在住者
15	2,100 円	平成26年3月31日	平成21年4月～5月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者 市外在住者

番 号	債権の額	放棄決定日	放 棄 し た 理 由 等				
			債権発生日	事 由	備 考		
16	6,340 円	平成26年3月31日	平成21年4月～5月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者	市外在住者
17	2,100 円	平成26年3月31日	平成21年4月～5月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者	市外在住者
18	1,575 円	平成26年3月31日	平成21年4月～5月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者	市外在住者
19	3,931 円	平成26年3月31日	平成21年4月～6月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者	市外在住者
20	3,150 円	平成26年3月31日	平成21年4月～6月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者	市外在住者
21	3,150 円	平成26年3月31日	平成21年4月～6月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者	市外在住者
22	2,100 円	平成26年3月31日	平成21年4月～6月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者	市外在住者
23	3,675 円	平成26年3月31日	平成21年4月～7月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者	市外在住者
24	4,070 円	平成26年3月31日	平成21年4月～7月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者	市外在住者
25	3,675 円	平成26年3月31日	平成21年4月～7月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者	市外在住者
26	4,319 円	平成26年3月31日	平成21年4月～7月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者	市外有限会社
27	7,920 円	平成26年3月31日	平成21年4月～8月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者	市外在住者
28	4,725 円	平成26年3月31日	平成21年4月～8月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者	市外在住者
29	5,093 円	平成26年3月31日	平成21年4月～8月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者	市外在住者
30	6,300 円	平成26年3月31日	平成21年4月～9月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者	市外在住者
31	6,825 円	平成26年3月31日	平成21年4月～10月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者	市外在住者

番 号	債権の額	放棄決定日	放 棄 し た 理 由 等				
			債権発生日	事 由	備 考		
32	7,350 円	平成26年3月31日	平成21年4月～10月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者	市外在住者
33	7,009 円	平成26年3月31日	平成21年4月～10月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者	市外在住者
34	7,350 円	平成26年3月31日	平成21年4月～10月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者	市外在住者
35	7,009 円	平成26年3月31日	平成21年4月～10月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者	市外在住者
36	7,350 円	平成26年3月31日	平成21年4月～10月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者	市外在住者
37	6,906 円	平成26年3月31日	平成21年4月～11月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者	市外在住者
38	7,875 円	平成26年3月31日	平成21年4月～11月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者	市外在住者
39	3,390 円	平成26年3月31日	平成21年 5 月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者	市外在住者
40	4,504 円	平成26年3月31日	平成21年5月～6月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者	市外在住者
41	2,100 円	平成26年3月31日	平成21年5月～6月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者	市外在住者
42	2,100 円	平成26年3月31日	平成21年5月～6月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者	市外在住者
43	1,575 円	平成26年3月31日	平成21年5月～6月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者	市外在住者
44	5,250 円	平成26年3月31日	平成21年5月～9月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者	市外在住者
45	7,772 円	平成26年3月31日	平成21年5月～10月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者	市外在住者
46	8,048 円	平成26年3月31日	平成21年5月～10月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者	市外在住者
47	5,250 円	平成26年3月31日	平成21年5月～8月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者	市外在住者

番 号	債権の額	放棄決定日	放 棄 し た 理 由 等				
			債権発生日	事 由	備 考		
48	525 円	平成26年3月31日	平成21年6月～6月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者	市外在住者
49	1,050 円	平成26年3月31日	平成21年6月～6月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者	市外在住者
50	7,430 円	平成26年3月31日	平成21年6月～9月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者	亀山市民
51	11,298 円	平成26年3月31日	平成21年6月～11月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者	市外在住者
52	5,775 円	平成26年3月31日	平成21年6月～11月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者	市外在住者
53	19,884 円	平成26年3月31日	平成21年6月～11月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者	市外在住者
54	13,571 円	平成26年3月31日	平成21年6月～12月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者	市外在住者
55	7,350 円	平成26年3月31日	平成21年6月～12月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者	市外在住者
56	7,350 円	平成26年3月31日	平成21年6月～12月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者	市外在住者
57	3,006 円	平成26年3月31日	平成21年 7 月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者	亀山市民
58	1,050 円	平成26年3月31日	平成21年 7 月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者	市外在住者
59	2,192 円	平成26年3月31日	平成21年7月～8月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者	市外在住者
60	1,575 円	平成26年3月31日	平成21年7月～8月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者	市外在住者
61	6,245 円	平成26年3月31日	平成21年7月～11月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者	市外在住者
62	6,354 円	平成26年3月31日	平成21年7月～11月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者	市外在住者
63	12,952 円	平成26年3月31日	平成21年7月～11月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者	市外在住者

番 号	債権の額	放棄決定日	放 棄 し た 理 由 等			
			債権発生日	事 由	備 考	
64	10,846 円	平成26年3月31日	平成21年7月～12月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者 市外在住者
65	4,200 円	平成26年3月31日	平成21年7月～12月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者 市外在住者
66	4,725 円	平成26年3月31日	平成21年7月～平成22年 1月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者 亀山市民
67	15,391 円	平成26年3月31日	平成21年7月～平成22年 5月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者 市外在住者
68	2,158 円	平成26年3月31日	平成21年 8 月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者 市外在住者
69	525 円	平成26年3月31日	平成21年 8 月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者 市外在住者
70	1,050 円	平成26年3月31日	平成21年 8 月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者 市外在住者
71	11,046 円	平成26年3月31日	平成21年8月～10月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者 市外在住者
72	3,150 円	平成26年3月31日	平成21年8月～10月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者 市外在住者
73	6,494 円	平成26年3月31日	平成21年8月～10月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者 市外在住者
74	4,476 円	平成26年3月31日	平成21年8月～11月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者 市外在住者
75	5,250 円	平成26年3月31日	平成21年8月～12月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者 市外在住者
76	25,464 円	平成26年3月31日	平成21年8月～平成22年 1月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者 市外在住者
77	6,300 円	平成26年3月31日	平成21年8月～平成22年 1月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者 亀山市民
78	7,350 円	平成26年3月31日	平成21年8月～平成22年 2月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者 市外在住者
79	14,725 円	平成26年3月31日	平成21年8月～平成22年 2月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者 市外在住者

番 号	債権の額	放棄決定日	放 棄 し た 理 由 等			
			債権発生日	事 由	備 考	
80	6,825 円	平成26年3月31日	平成21年8月～平成22年 2月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者 市外在住者
81	7,534 円	平成26年3月31日	平成21年8月～平成22年 2月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者 市外在住者
82	26,515 円	平成26年3月31日	平成21年8月～平成22年 2月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者 市外在住者
83	525 円	平成26年3月31日	平成21年 9 月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者 市外在住者
84	2,652 円	平成26年3月31日	平成21年9月～10月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者 市外在住者
85	7,226 円	平成26年3月31日	平成21年9月～12月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者 市外在住者
86	2,625 円	平成26年3月31日	平成21年9月～12月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者 市外在住者
87	7,193 円	平成26年3月31日	平成21年9月～平成22年 3月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者 市外在住者
88	1,694 円	平成26年3月31日	平成21年10 月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者 市外在住者
89	1,050 円	平成26年3月31日	平成21年10 月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者 市外在住者
90	1,575 円	平成26年3月31日	平成21年10月～11月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者 市外在住者
91	5,632 円	平成26年3月31日	平成21年10月～11月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者 市外在住者
92	2,100 円	平成26年3月31日	平成21年10月～11月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者 市外在住者
93	2,625 円	平成26年3月31日	平成21年10月～12月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者 市外在住者
94	4,070 円	平成26年3月31日	平成21年10月～平成22年 1月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者 市外在住者
95	12,061 円	平成26年3月31日	平成21年10月～平成22年 4月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者 市外在住者

番 号	債権の額	放棄決定日	放 棄 し た 理 由 等				
			債権発生日	事 由	備 考		
96	624 円	平成26年3月31日	平成21年11 月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者	亀山市民
97	1,050 円	平成26年3月31日	平成21年11 月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者	市外在住者
98	1,050 円	平成26年3月31日	平成21年11 月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者	亀山市民
99	525 円	平成26年3月31日	平成21年11 月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者	市外在住者
100	2,100 円	平成26年3月31日	平成21年11月～ 12月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者	市外在住者
101	5,221 円	平成26年3月31日	平成21年11月～ 平成22年 1月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者	市外在住者
102	4,994 円	平成26年3月31日	平成21年11月～ 平成22年 1月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者	市外在住者
103	4,371 円	平成26年3月31日	平成21年11月～ 平成22年 2月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者	亀山市民
104	4,200 円	平成26年3月31日	平成21年11月～ 平成22年 2月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者	市外在住者
105	2,625 円	平成26年3月31日	平成21年11月～ 平成22年 3月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者	市外在住者
106	5,250 円	平成26年3月31日	平成21年11月～ 平成22年 3月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者	市外在住者
107	13,046 円	平成26年3月31日	平成21年11月～ 平成22年 4月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者	市外在住者
108	8,364 円	平成26年3月31日	平成21年11月～ 平成22年 5月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者	市外在住者
109	9,345 円	平成26年3月31日	平成21年11月～ 平成22年 5月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者	市外在住者
110	1,050 円	平成26年3月31日	平成21年12 月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者	市外在住者
111	4,371 円	平成26年3月31日	平成21年12月～ 平成22年 3月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者	市外在住者

番 号	債権の額	放棄決定日	放 棄 し た 理 由 等				
			債権発生日	事 由	備 考		
112	10,452 円	平成26年3月31日	平成21年12月～平成22年10月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者	市外在住者
113	1,050 円	平成26年3月31日	平成22年 1 月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者	市外在住者
114	525 円	平成26年3月31日	平成22年 1 月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者	市外在住者
115	2,100 円	平成26年3月31日	平成22年1月～2月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者	市外在住者
116	3,610 円	平成26年3月31日	平成22年1月～3月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者	市外在住者
117	3,675 円	平成26年3月31日	平成22年1月～4月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者	市外在住者
118	8,799 円	平成26年3月31日	平成22年1月～ 5月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者	市外在住者
119	6,327 円	平成26年3月31日	平成22年1月～ 6月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者	市外在住者
120	7,312 円	平成26年3月31日	平成22年1月～6月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者	市外在住者
121	21,679 円	平成26年3月31日	平成22年1月～平成23年 3月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者	市外在住者
122	624 円	平成26年3月31日	平成22年 2 月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者	市外在住者
123	624 円	平成26年3月31日	平成22年 2 月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者	市外在住者
124	2,158 円	平成26年3月31日	平成22年 2 月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者	市外在住者
125	2,100 円	平成26年3月31日	平成22年2月～3月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者	市外在住者
126	3,150 円	平成26年3月31日	平成22年2月～4月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者	亀山市民
127	2,625 円	平成26年3月31日	平成22年2月～4月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者	市外在住者

番 号	債権の額	放棄決定日	放 棄 し た 理 由 等			
			債権発生日	事 由	備 考	
128	3,242 円	平成26年3月31日	平成22年2月～4月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者 市外在住者
129	4,725 円	平成26年3月31日	平成22年2月～6月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者 市外在住者
130	7,680 円	平成26年3月31日	平成22年2月～7月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者 市外在住者
131	7,350 円	平成26年3月31日	平成22年2月～8月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者 市外在住者
132	624 円	平成26年3月31日	平成22年 3 月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者 市外在住者
133	525 円	平成26年3月31日	平成22年 3 月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者 市外在住者
134	1,970 円	平成26年3月31日	平成22年 3 月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者 亀山市民
135	2,652 円	平成26年3月31日	平成22年3月～4月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者 市外在住者
136	2,836 円	平成26年3月31日	平成22年3月～4月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者 市外在住者
137	1,575 円	平成26年3月31日	平成22年3月～4月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者 市外在住者
138	2,100 円	平成26年3月31日	平成22年3月～4月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者 市外在住者
139	16,280 円	平成26年3月31日	平成22年3月～6月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者 亀山市民
140	2,100 円	平成26年3月31日	平成22年3月～6月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者 市外在住者
141	7,986 円	平成26年3月31日	平成22年3月～8月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者 市外在住者
142	8,142 円	平成26年3月31日	平成22年3月～8月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者 市外在住者
143	556 円	平成26年3月31日	平成22年 4 月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者 市外在住者

番 号	債権の額	放棄決定日	放 棄 し た 理 由 等			
			債権発生日	事 由	備 考	
144	3,150 円	平成26年3月31日	平成22年4月～6月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者 市外在住者
145	3,150 円	平成26年3月31日	平成22年4月～6月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者 市外在住者
146	5,775 円	平成26年3月31日	平成22年4月～9月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者 市外在住者
147	6,825 円	平成26年3月31日	平成22年4月～10月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者 亀山市民
148	7,810 円	平成26年3月31日	平成22年4月～10月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者 市外在住者
149	53,118 円	平成26年3月31日	平成22年4月～平成23年 3月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者 市外在住者
150	1,050 円	平成26年3月31日	平成22年 5 月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者 亀山市民
151	2,100 円	平成26年3月31日	平成22年5月～6月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者 市外在住者
152	1,169 円	平成26年3月31日	平成22年5月～6月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者 市外在住者
153	5,272 円	平成26年3月31日	平成22年5月～7月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者 市外在住者
154	4,384 円	平成26年3月31日	平成22年5月～8月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者 市外在住者
155	4,725 円	平成26年3月31日	平成22年5月～10月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者 市外在住者
156	7,626 円	平成26年3月31日	平成22年5月～11月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者 市外在住者
157	1,050 円	平成26年3月31日	平成22年 6 月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者 市外在住者
158	1,234 円	平成26年3月31日	平成22年 6 月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者 市外在住者
159	5,423 円	平成26年3月31日	平成22年6月～9月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者 亀山市民

番 号	債権の額	放棄決定日	放 棄 し た 理 由 等				
			債権発生日	事 由	備 考		
160	8,535 円	平成26年3月31日	平成22年6月～11月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者	市外在住者
161	6,825 円	平成26年3月31日	平成22年6月～12月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者	亀山市民
162	9,663 円	平成26年3月31日	平成22年6月～12月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者	市外在住者
163	10,781 円	平成26年3月31日	平成22年6月～12月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者	市外在住者
164	7,875 円	平成26年3月31日	平成22年6月～平成23年 1月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者	市外在住者
165	41,833 円	平成26年3月31日	平成22年6月～平成23年 3月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者	市外在住者
166	24,333 円	平成26年3月31日	平成22年6月～平成23年 3月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者	市外在住者
167	1,050 円	平成26年3月31日	平成22年 7 月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者	亀山市民
168	2,100 円	平成26年3月31日	平成22年7月～8月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者	市外在住者
169	2,589 円	平成26年3月31日	平成22年7月～8月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者	市外在住者
170	4,725 円	平成26年3月31日	平成22年7月～11月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者	市外在住者
171	10,348 円	平成26年3月31日	平成22年7月～12月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者	市内有限会社
172	5,775 円	平成26年3月31日	平成22年7月～平成23年 1月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者	市外在住者
173	12,222 円	平成26年3月31日	平成22年7月～平成23年 2月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者	亀山市民
174	7,350 円	平成26年3月31日	平成22年7月～平成23年 2月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者	亀山市民
175	1,050 円	平成26年3月31日	平成22年 8 月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者	亀山市民

番 号	債権の額	放棄決定日	放 棄 し た 理 由 等				
			債権発生日	事 由	備 考		
176	1,050 円	平成26年3月31日	平成22年 8 月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者	市外在住者
177	4,788 円	平成26年3月31日	平成22年8月～10月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者	亀山市民
178	2,625 円	平成26年3月31日	平成22年8月～10月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者	市外在住者
179	2,625 円	平成26年3月31日	平成22年8月～10月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者	市外在住者
180	4,319 円	平成26年3月31日	平成22年8月～11月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者	市外在住者
181	13,778 円	平成26年3月31日	平成22年8月～12月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者	亀山市民
182	6,825 円	平成26年3月31日	平成22年8月～平成23年 2月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者	市外在住者
183	7,442 円	平成26年3月31日	平成22年8月～平成23年 2月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者	市外在住者
184	5,710 円	平成26年3月31日	平成22年8月～平成23年 3月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者	亀山市民
185	1,050 円	平成26年3月31日	平成22年 9 月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者	市外在住者
186	5,250 円	平成26年3月31日	平成22年9月～平成23年 1月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者	市外在住者
187	1,050 円	平成26年3月31日	平成22年10 月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者	市外在住者
188	2,816 円	平成26年3月31日	平成22年10 月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者	市外在住者
189	1,050 円	平成26年3月31日	平成22年10 月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者	市外在住者
190	1,970 円	平成26年3月31日	平成22年10 月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者	市外在住者
191	2,625 円	平成26年3月31日	平成22年10月～12月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者	市外在住者

番 号	債権の額	放棄決定日	放 棄 し た 理 由 等				
			債権発生日	事 由	備 考		
192	2,100 円	平成26年3月31日	平成22年10月～ 12月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者	市外在住者
193	23,325 円	平成26年3月31日	平成22年10月～ 平成23年 1月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者	市外在住者
194	17,022 円	平成26年3月31日	平成22年10月～ 平成23年 3月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者	市外在住者
195	6,814 円	平成26年3月31日	平成22年10月～ 平成23年 3月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者	市外在住者
196	6,392 円	平成26年3月31日	平成22年10月～ 平成23年 3月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者	亀山市民
197	2,836 円	平成26年3月31日	平成22年11月～ 12月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者	市外在住者
198	2,498 円	平成26年3月31日	平成22年11月～ 12月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者	市外株式会社
199	2,498 円	平成26年3月31日	平成22年11月～ 12月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者	市外株式会社
200	2,498 円	平成26年3月31日	平成22年11月～ 12月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者	市外株式会社
201	1,575 円	平成26年3月31日	平成22年11月～ 12月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者	亀山市民
202	4,200 円	平成26年3月31日	平成22年11月～ 平成23年 2月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者	市外在住者
203	3,675 円	平成26年3月31日	平成22年11月～ 平成23年 2月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者	市外在住者
204	5,250 円	平成26年3月31日	平成22年11月～ 平成23年 3月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者	市外在住者
205	6,170 円	平成26年3月31日	平成22年11月～ 平成23年 3月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者	市外在住者
206	3,085 円	平成26年3月31日	平成22年12月～ 平成23年 2月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者	市外在住者
207	6,014 円	平成26年3月31日	平成22年12月～ 平成23年 3月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者	市外在住者

番 号	債権の額	放棄決定日	放 棄 し た 理 由 等			
			債権発生日	事 由	備 考	
208	4,476 円	平成26年3月31日	平成22年12月～平成23年 3月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者 市外在住者
209	4,200 円	平成26年3月31日	平成22年12月～平成23年 3月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者 亀山市民
210	2,639 円	平成26年3月31日	平成23年 1 月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者 亀山市民
211	1,050 円	平成26年3月31日	平成23年 1 月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者 市外在住者
212	525 円	平成26年3月31日	平成23年 1 月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者 市外在住者
213	1,050 円	平成26年3月31日	平成23年 1 月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者 市外在住者
214	1,050 円	平成26年3月31日	平成23年 1 月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者 市外在住者
215	3,850 円	平成26年3月31日	平成23年1月～2月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者 市外在住者
216	5,082 円	平成26年3月31日	平成23年1月～3月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者 市外在住者
217	6,492 円	平成26年3月31日	平成23年1月～3月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者 市外在住者
218	3,150 円	平成26年3月31日	平成23年1月～3月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者 市外在住者
219	3,781 円	平成26年3月31日	平成23年 2 月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者 市外在住者
220	1,050 円	平成26年3月31日	平成23年 2 月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者 市外在住者
221	3,020 円	平成26年3月31日	平成23年2月～3月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者 市外在住者
222	2,100 円	平成26年3月31日	平成23年2月～3月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者 市外在住者
223	2,100 円	平成26年3月31日	平成23年2月～3月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者 市外在住者

番 号	債権の額	放棄決定日	放 棄 し た 理 由 等			
			債権発生日	事 由	備 考	
224	1,575 円	平成26年3月31日	平成23年2月～3月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者 市外在住者
225	2,100 円	平成26年3月31日	平成23年2月～3月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者 市外在住者
226	1,050 円	平成26年3月31日	平成23年 3 月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者 市外在住者
227	1,510 円	平成26年3月31日	平成23年 3 月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者 市外在住者
228	1,786 円	平成26年3月31日	平成23年 3 月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成25年12月26日	債務者 市外在住者
計	1,208,527 円					228件